

令和7年度 事業継続力認定制度検討委員会(第2回) 審議事項

【目次】

1.実施要綱、評価要領等の改定.....	1
----------------------	---

実施要綱、評価要領の改定

実施要綱第7条2項に基づき、本委員会では実施要綱、評価要領の改定を行う。

実施要綱及び評価要領について、主に以下の改定を行う。

主な改定内容

項目	主な改定内容
①優良認定の申込	<ul style="list-style-type: none">令和8年度から優良認定の申込受付を開始することを受け、認定証と優良認定証の仕様の違い、評価結果に関する各社へのフィードバック方法等を明確化
②合併等申請の申込	<ul style="list-style-type: none">合併等申請を行う場合の申込書類や申込に関する注意点、認定証の発行等を明確化
③訓練の緩和措置	<ul style="list-style-type: none">令和2年度から令和4年度まで、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由として訓練を実施できなかった建設会社に対し設けていた緩和措置について、対象期間が終了したことから、当該緩和措置に関する記載を削除し、「パンデミック」に表現を変更

1. 実施要綱、評価要領等の改定(①優良認定の申込)

①優良認定の申込に関する改定

令和8年度から優良認定の申込受付を開始することを受けて、認定証と優良認定証の仕様の違い、優れた取組として確認する項目リスト(様式4)に対する評価結果の通知方法等の位置づけを明確化するため、実施要綱、評価要領の改定を行う。

(1)改定の背景・趣旨

- 令和8年度から優良認定の申込受付を開始する。
- 優れた取組として確認する項目リスト(様式4)に対して、一定の基準を満たす申込会社に対して、優良認定を行い、優良認定証を交付する。
- 優良認定の申込会社のうち、優良認定の基準を満たさなかった申込会社に対して、優れた取組として確認する項目リスト(様式4)に関する評価結果等を事務局から通知することにより、各社の質の向上につなげることを目的とする。

赤字:改定箇所

(2)実施要綱の改定

A) 認定証及び優良認定証の仕様の違い、認定証の有効期間を明確化

(認定証の交付)

第12条 ~~評価に適合した第6条第2項の基準を満たした~~申込会社に対し認定証を交付するものとする。~~また、認定証の交付を受けた申込会社については中部地方整備局のホームページで公表を行うものとする。~~

2 ~~第6条第3項の基準を満たした~~申込会社に対し優良認定証を交付するものとする。なお、優良認定証が交付された場合は、交付されている認定証がある場合には、有効期間にかかわらず認定の効力について失効するものとする。

3 ~~認定証または優良認定証の交付を受けた~~申込会社については中部地方整備局のホームページで公表を行うものとする。

3項に記載

追記

変更

(認定証の有効期間)

追記

第13条 ~~認定証または優良認定証~~は交付の日から原則3年間を有効期間とする。

1. 実施要綱、評価要領等の改定(①優良認定の申込)

①優良認定の申込に関する改定

令和8年度から優良認定の申込受付を開始することを受けて、認定証と優良認定証の仕様の違い、優れた取組として確認する項目リスト(様式4)に対する評価結果の通知方法等の位置づけを明確化するため、実施要綱、評価要領の改定を行う。

(2)実施要綱の改定

赤字:改定箇所

B) 認定の取消しの対象として、優良認定証を交付した建設会社を追記

(認定の取消し)

追記

第15条 評価部会は、認定証または優良認定証を交付した建設会社等が次の事項に該当する場合は評価部会を開催し、その内容を諮った上で認定を取消すものとする。

なお、認定の取消しを受けた場合は、認定証の有効期間にかかわらず、認定の効力についても失効するものとする。

イ 認定後において評価書類に虚偽の記載があったことが判明した場合。

ロ 認定を受けた建設会社が合併等により組織を改編した場合。

ハ その他、認定の取消が必要な場合。

1. 実施要綱、評価要領等の改定(①優良認定の申込)

①優良認定の申込に関する改定

令和8年度から優良認定の申込受付を開始することを受けて、認定証と優良認定証の仕様の違い、優れた取組として確認する項目リスト(様式4)に対する評価結果の通知方法等の位置づけを明確化するため、実施要綱、評価要領の改定を行う。

(3)評価要領の改定

赤字:改定箇所

- C) 各社のBCPにおける質の向上につなげることを目的として、優れた取組として確認する項目リスト(様式4)に対する評価結果の通知を行う旨について追記
- 優良認定の申込に関して評価要領に基づく書類評価を行った結果、優良認定の基準を満たさなかった申込会社に対して、認定証の交付と併せて優れた取組として確認する項目リスト(様式4)に関する評価結果等を事務局から通知する。

追記

③優良認定の基準を満たしていない申込会社への評価結果の通知

優良認定の申込に関して評価要領に基づく書類評価を行った結果、優良認定の基準を満たさなかった申込会社に対しては、認定証の交付と併せて申込会社が提出した「優れた取組として確認する項目リスト」に関する評価結果を通知します。

②合併等申請の申込に関する改定

合併等申請を行う場合の申込書類や申込に関する注意点、認定証の発行等を明確化するため、実施要綱、評価要領の改定を行う。

(1)改定の背景・趣旨

赤字:改定箇所

- 現行の実施要綱では、第15条:合併等による組織改編を伴う会社における認定の取り消し、第16条:認定の継続に関する記載がされている。
- 今年度は本認定制度の運用開始以降、初めて合併等を行った会社からの認定申込を受け付けた。
- 認定申込に関する手続きを行う中で、申込会社および認定制度事務局の双方の手続きにおいて、申込方法等がわかりにくいことが明らかとなった。
- そのため、今回の実施要綱、評価要領の改定により、合併等申請の申込方法等の明確化を図る。

(2)実施要綱の改定

A) 認定の継続が認められた会社に対しては、認定証の再交付を行うものとし、継続通知書の交付は削除

- 合併等により認定の継続を行う会社は、新規申請と同様の取り扱いとして書類一式の提出を求めているため、認定期間を申込時点から3年間に変更するため、認定証の再交付を必須とする。

(合併等による認定の継続)

第16条 認定を受けた建設会社が合併等により組織を改編した場合で、認定を継続させようとする会社は、申込書類を整え、中部地方整備局長あてに申込みものとする。

2 評価部会は、継続の申込みがあった場合は、速やかに評価部会を開催し、その内容を諮った上で認定の継続を行うものとする。

3 認定の継続が認められた会社には、~~継続通知書を交付するものとする。なお、必要に応じて認定証または優良認定証を再交付するものとする。~~

削除

追記

②合併等申請の申込に関する改定

合併等申請を行う場合の申込書類や申込に関する注意点、認定証の発行等を明確化するため、実施要綱、評価要領の改定を行う。

(3)評価要領の改定

B) 合併等申請の位置づけ、申込の受付や認定を受けるまでにかかる期間を追記

赤字:改定箇所

②申込種別

申込種別は「新規」、「継続」、「合併等」とし、申込は、「新規」、「継続」は原則2回/年を予定していますが、「合併等」は適宜受け付けます。

「合併等」による申込を行う場合には、認定を受ける1か月程度前までに申込をしてください。

なお、合併等申請により認定された場合、認定後の継続申請は通常の「新規」、「継続」と同じく原則2回/年を予定します。

追記

1) 新規申請

中部地方整備局における事業継続力認定を現在(受付開始時点)受けていない建設会社が申込を行うことをいいます。

2) 継続申請

中部地方整備局における事業継続力認定を現在(受付開始時点)受けている建設会社のうち、認定証の有効期限をむかえる建設会社が引き続き認定を受けるために申込を行うことをいいます。

追記

3) 合併等申請

中部地方整備局における事業継続力認定を現在(受付開始時点)受けている建設会社のうち、合併等に伴い事業継続計画を改定した建設会社が引き続き認定を受けるために申込を行うことをいいます。

②合併等申請の申込に関する改定

合併等申請を行う場合の申込書類や申込に関する注意点、認定証の発行等を明確化するため、実施要綱、評価要領の改定を行う。

(3) 評価要領の改定

C) 申込会社に関する情報の明確化を図るため、申込書類を変更、追加

赤字: 改定箇所

3-1 申込書類

本認定の申込に必要な書類（申込書類）は以下のとおりです。

各書類の様式は、巻末「申込に必要な様式」に示しています。

- ① 建設会社における災害時の事業継続力認定 認定申込書（様式1-①）

建設会社における災害時の事業継続力認定 認定申込書 合併等申請（様式1-②）

- ② 申込書類確認一覧（新規申請用）（様式2-①）

申込書類確認一覧（継続申請用）（様式2-②）

※申込書類確認一覧は、新規申請用と継続申請用の2種類があります。申込種別に応じた様式を提出してください。合併等申請の場合には新規申請用の様式を提出してください。

- ⑤ 合併契約書などの合併等をしたことがわかる書類（任意様式）

※合併等申請を行う場合のみ提出してください。

追記

追記

追記

1. 実施要綱、評価要領等の改定(②合併等申請の申込)

②合併等申請の申込に関する改定

合併等申請を行う場合の申込書類や申込に関する注意点、認定証の発行等を明確化するため、実施要綱、評価要領の改定を行う。

(3)評価要領の改定

C) 申込会社に関する情報の明確化を図るため、申込書類を変更、追加

赤字:改定箇所

様式1-②として合併等申請の様式を追加

(様式 1-②)
建設会社における災害時の事業継続力認定
認定申込書(合併等)

令和 年 月 日
国土交通省 中部地方整備局長
〇 〇 〇 〇 殿

ふりがな
会社名
ふりがな
代表者氏名
所在地
電話
認定番号

(※継続申請の場合記入)

一般競争(指名競争)参加資格(中部地方整備局)の業者コードを記入してください。
道路・河川・官庁管轄・公園関係者コード: _____
港湾空港関係業者コード: _____

主たる工事種別: クリックして選択してください ※統計調査のため、選択してください。

中部地方整備局管内に複数の事業所・営業所等の活動拠点を有する
※中部地方整備局管内に複数の事業所・営業所等の活動拠点を有する場合は、上記にチェックを記入してください。
なお、1社・1認定のため、全ての活動拠点を網羅する形で申込書類を作成してください。

代表者が、申込書類の内容について事実と承認する
※「建設会社における災害時の事業継続力認定」の申込にあたり、必ず当社の代表者が申込内容を承認していること。

優良認定に関する申込を希望する
※優良認定に関する申込を希望する建設会社は、優れた取組として確認する項目リスト(様式4)を提出してください。

「建設会社における災害時の事業継続力認定」の実施要綱に基づき、当社の事業継続力の認定について申込みます。

添付書類
・「建設会社における災害時の事業継続力認定」の評価要領に基づく評価書類 1式
・合併契約書などの合併等をしたことがわかる書類(任意様式)

【担当窓口】
所属部署・役職:
氏名:
電話番号:
メールアドレス:
※担当窓口は、認定期間中に確実に連絡が取れる連絡先としてください。

注1)上記の申込内容については、合併等前の申込であれば合併等前の代表会社、合併等後の申込であれば合併等後の会社の情報を記載してください。

注2)申込は「全ての活動拠点を網羅」していなくても可能ですが、申込書類に記載の無い拠点は認定の対象になりません。

合併等の申込に関する情報

事業継続力認定申込日	令和 年 月 日
合併等実施予定日	令和 年 月 日

合併等前の会社の情報

ふりがな	合併等前の会社①
会社名	
ふりがな	
代表者氏名	
所在地	
電話	
認定番号	
※認定を受けていた場合のみ記入してください	
一般競争(指名競争)参加資格(中部地方整備局)の業者コード	
道路・河川・官庁管轄・公園関係者コード	
港湾空港関係業者コード	
主たる工事種別	<input type="checkbox"/> クリックして選択してください
※統計調査のため、選択してください	

合併等前の会社②

ふりがな	合併等前の会社②
会社名	
ふりがな	
代表者氏名	
所在地	
電話	
認定番号	
※認定を受けていた場合のみ記入してください	
一般競争(指名競争)参加資格(中部地方整備局)の業者コード	
道路・河川・官庁管轄・公園関係者コード	
港湾空港関係業者コード	
主たる工事種別	<input type="checkbox"/> クリックして選択してください
※統計調査のため、選択してください	

※3社以上で合併等を行う場合には、必要に応じて枠を追加してください

合併等後の会社の情報

ふりがな	合併等後の会社
会社名	
ふりがな	
代表者氏名	
所在地	
電話	
一般競争(指名競争)参加資格(中部地方整備局)の業者コード	
道路・河川・官庁管轄・公園関係者コード	
港湾空港関係業者コード	
主たる工事種別	<input type="checkbox"/> クリックして選択してください
※統計調査のため、選択してください	

※業者コードや主たる工事種別は申込日時点で確定している場合のみ記載してください。

合併等前及び後の会社名等の情報を記載する様式を追加

1. 実施要綱、評価要領等の改定(②合併等申請の申込)

②合併等申請の申込に関する改定

合併等申請を行う場合の申込書類や申込に関する注意点、認定証の発行等を明確化するため、実施要綱、評価要領の改定を行う。

(3)評価要領の改定

D) 合併等申請においても優良認定の対象となることを明記

赤字:改定箇所

2-1 認定対象となる建設会社

優良認定の対象となる建設会社は、通常
の認定対象となる建設会社と同じ要件
になります。なお、優良認定は新規申請、
継続申請、合併等申請のすべての会社
が申し込むことができます。

追記

1. 実施要綱、評価要領等の改定(③訓練の緩和措置)

③訓練の緩和措置に関する改定

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由として訓練を実施できなかった建設会社に対して設けていた緩和措置について対象期間外となることから、当該緩和措置に関する記載を削除し、パンデミックの影響による緩和措置の記載へ変更する。

(1)改定の背景・趣旨

赤字：改定箇所

- ・ 継続申請においては、原則として直近3年分の訓練実施記録の提出を求めている。
- ・ 令和4年度の委員会において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により訓練を当初計画どおり実施できなかった建設会社に対する緩和措置として、令和2～4年度において訓練を実施できていない場合でも継続認定を認めることが審議・承認された。
- ・ 令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行した。
- ・ 来年度以降の継続申請においては、訓練の緩和措置の対象期間外となる。
- ・ このため、新型コロナウイルス感染症に伴う緩和措置に関する記載を削除し、今後起こりうるパンデミックに対する緩和措置の記載へと変更する。

(2)評価要領の改定

3 申込

3-1 申込書類

③ 評価書類（任意様式）

※継続申請については、認定期間（3年間）の実施記録（訓練・点検など）を必ず添付ください。ただし、自然災害の発生、**新型コロナウイルス感染症拡大防止パンデミック**（本評価要領では、緊急事態宣言等の感染症流行時に実施される法的根拠に基づいた制限や対策等が講じられている状況を言う。）の影響や重大な経営判断により訓練の実施が困難であるなどの理由により訓練実施記録の提出に関する緩和措置を受ける場合にはこの限りではありません。

※③評価書類には必ずページを振ってください。継続申請については、実施記録にもページを振ってください。

変更

1. 実施要綱、評価要領等の改定(③訓練の緩和措置)

③訓練の緩和措置に関する改定

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由として訓練を実施できなかった建設会社に対して設けていた緩和措置について対象期間外となることから、当該緩和措置に関する記載を削除し、パンデミックの影響による緩和措置の記載へ変更する。

(2) 評価要領の改定

赤字: 改定箇所

申込書類確認一覧(継続申請用) (様式 2-②)

- ※1: BCP の実効性向上を図るためには、改善・定期的点検の実施により、適宜内容を見直す必要がある。特に●に該当する項目は、組織体制や関係する行政機関等の人員体制の変更、人員と資機材等の調達先の連絡先、施工中現場などの変更により、時点更新が考えられる箇所を示す。これらに該当する項目については、継続申請の審査において確認する主な項目となるため、再度時点更新の有無を確認すること。
- ※2: 自然災害の発生、~~新型コロナウイルス感染症拡大防止~~パンデミック (本評価要領では、緊急事態宣言等の感染症流行時に実施される法的根拠に基づいた制限や対策等が講じられている状況を言う。) の影響や重大な経営判断により訓練の実施が困難であるなど、計画どおりに訓練を実施できていない場合には、緩和措置として継続申請時点で実施済の訓練実施記録の提出により申込を受け付けるものとする。緩和措置を希望する場合には、本様式の記載ページ欄に「緩和措置」と記入し、訓練が実施できていない理由を評価書類 (各社の BCP) 内に明記すること。
~~なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由とした緩和措置は、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に移行されたことを受けて、対象期間を令和2年度から令和4年度までとします。~~

変更

削除